2026年5月12日

各　　位

会社名　**清水建設株式会社**
代表者名　取締役社長　新村　達也
（コード：1803　東証プライム・名証プレミア）
問合せ先　経理部長　蜂屋　隆之
TEL 03-3561-1111（大代表）

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および非居住者を除く）および執行役員（非居住者を除く。以下、併せて「取締役等」という。）を対象に当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月26日開催予定の第124期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することとしましたのでお知らせいたします。

記

１．本制度の導入目的等

(1) 当社は、取締役等の業績向上への意欲を高めるとともに、株価の変動によるリスクとリターンを株主の皆さまと共有することで、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への取締役等の貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度では、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用します。本制度は、取締役等の役位等に基づき当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付する制度です。

(4) 本株主総会における承認可決を条件として、従来支給していた自社株式取得目的報酬（業績連動報酬（賞与）の一部）を廃止し、当社の取締役等の報酬は、「基本報酬である固定月額報酬」、「短期業績連動報酬である賞与」および本制度による「中期業績連動型株式報酬」により構成されることになります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役を含む非業務執行取締役の報酬は「固定月額報酬」のみにより構成されます。

(5) 当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性および客観性を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しており、本制度の導入については、同委員会の審議を経ております。

２．本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象として（本制度の対象となる期間を、以下、「対象期間」という。）、当社が拠出する取締役等の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位および業績目標の達成度等に応じて取

締役等に当社株式等の交付を行う株式報酬制度です。ただし、2026 年に設定する本信託については、現在進行中の中期経営計画の残存期間である 2027 年 3 月 31 日で終了する 1 事業年度のみを対象期間とします。

（詳細は下記(2)以降のとおり。）

＜本制度の仕組み＞

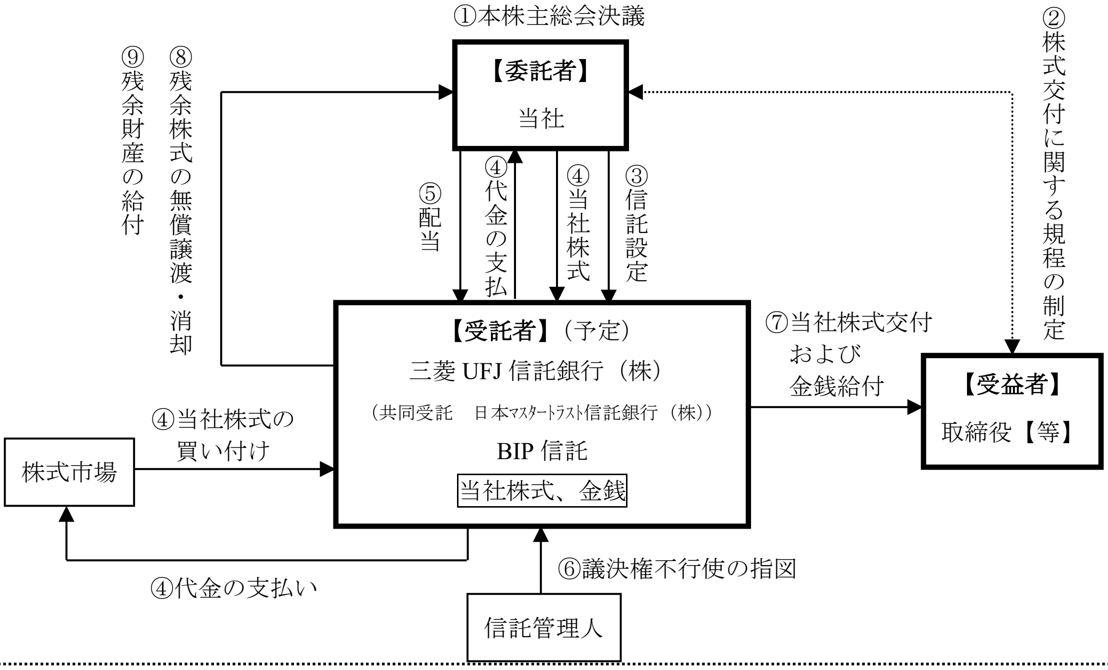

① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。

② 当社は取締役会の決議により、本制度を定めた株式交付に関する規程を制定します。

③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。

④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社から取得（自己株式処分）します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会で承認を受けた範囲内とします。

⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。

⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

⑦ 株式交付に関する規程に従い、信託期間中、取締役等の役位および業績目標の達成度等に応じ、取締役等にポイントが付与され、当該ポイントを累積します。取締役等は、退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等の交付を受けます。

⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。

⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付により、本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付の対象

とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を拠出する可能性があります。

⑵ 信託期間

当初の信託期間は、2026年8月（予定）から2027年8月（予定）までの1年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記⑶のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

⑶ 信託金額および本信託による当社株式の取得方法

当社は、取締役等に対し交付を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を、6億円に当該対象期間の年数を乗じた金額（うち、取締役分は3億円に当該対象期間の年数を乗じた金額）としたうえで、かかる信託金を報酬として拠出し、取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。なお、当初の対象期間である2026年度については6億円（うち、取締役分は3億円）を上限とし、当初の対象期間において本信託に拠出される信託金は2.36億円を予定しております。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社から取得（自己株式処分）します。当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記⑷のとおり。）の付与を行い、当該取締役等の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、直ちに本信託を終了させずに、当該取締役等に対する当社株式等の交付が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

⑷ 取締役等が交付を受ける当社株式等

取締役等に対して交付が行われる当社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイントは、毎年一定の時期に役位等に応じて付与される基準ポイントを累積し、対象期間終了後に、当該累積値に業績目標の達成度等（※）に応じた業績係数を乗じて算定します。ただし、当初対象期間において付与される基準ポイントについては、当初対象期間が終了し新たな対象期間が開始されることを前提に、当該期間終了後に業績係数を乗じて算定するものとします。なお、対象期間の途中で受益者要件を満たす取締役等が退任し、取締役等に当社株式等の交付が行われる場合は、対象期間中に付与された単年度ポイントの累積値に業績係数1を乗じて付与するポイント数を算定します。

（※）業績目標の達成度等による変動幅は70～130％の範囲とします。業績目標の達成度等に関する

指標は、ＲＯＥやその他の中期経営計画に掲げる財務・非財務ＫＰＩ等から指名報酬委員会が選定する評価項目を採用します。なお、今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該指標および変動幅は取締役会の決議により変更されることがあります。

１ポイント＝当社普通株式１株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、400千ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数（うち、取締役分は200千ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数）とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。そのため、1事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、400千株（うち、取締役分は200千株）となります。

なお、上記(3)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる１事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記(3)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、一株当たり純資産等を参考に設定しています。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当社の取締役等の退任時に、(4)に基づき算出される数の当社株式等の交付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の残余株式および配当金の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附する予定です。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②	信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③	委託者	当社
④	受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社（予定） （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤	受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者
⑥	信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦	信託契約時期	2026 年 8 月（予定）
⑧	信託の期間	2026 年 8 月（予定）～2027 年 8 月（予定）
⑨	制度開始時期	2026 年 9 月（予定）
⑩	議決権行使	行使しない
⑪	取得株式の種類	当社普通株式
⑫	信託金の額	236 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む）
⑬	株式の取得方法	株式市場または当社から取得（自己株式処分）
⑭	帰属権利者	当社
⑮	残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上